

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、既に市報などで掲載されているものや、例年行われているイベント・事業についても中止・延期となっている可能性があります。事前にお問い合わせいただくようお願いします。

国民健康保険料の変更点をお知らせします

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

◆料率等の改定

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者に係る医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。今年度の国民健康保険料については、医療分の賦課限度額を58万円から63万円へ、介護

分の賦課限度額が16万円から17万円へ改定しました。

◆軽減制度の拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。今年度から軽減判定に用いる所得(軽減判定所得)の基準が変更になり、軽減対象となる世帯が増えました。

□改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が33万円以下の世帯	据え置き	7割
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [28万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [28万5千円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [51万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [52万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯	2割

※保険料の軽減判定には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(旧国保被保険者)の所得および人数も含めます。 ※青色専従者給与額または事業専従者控除額は必要経費に算入されません。また、それぞれの事業専従者が当該事業主から受ける給与所得はないものとします。 ※65歳以上(令和2年1月1日時点)の方は、公的年金などに係る所得から15万円を控除します。 ※譲渡所得の特別控除は適用しません。 ※雑損失の繰越控除を適用します。

75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療制度では、法律に基づき、所得が一定基準以下の方に対し保険料を軽減しています。その中でも特に所得の低い方などを対象に、特例としてさらなる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。

しかし今後、医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために保険料の軽減特例の一部である均等割額の軽減が見直されることとなりました。詳細は、7月に送付する保険料額決定通知書に同封予定ですのでご確認ください。

◆均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の、総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

現行		改正後		
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合	
前年中の軽減判定所得が 33万円以下の場合	被保険者全員が 年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない場合	8割	変更なし	7割
	上記以外の場合	8.5割	変更なし	7.75割
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [28万円 × 被保険者数] 以下の場合	5割	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [28万5千円 × 被保険者数] 以下の場合	据え置き	
前年中の軽減判定所得が 33万円 + [51万円 × 被保険者数] 以下の場合	2割	前年中の軽減判定所得が 33万円 + [52万円 × 被保険者数] 以下の場合	据え置き	

※令和2年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金などの所得から15万円を控除します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。
 ※総所得金額等の合計額が33万円以下の場合の軽減割合は8割または8.5割から見直されました。
 また、5割・2割軽減の判定所得の基準額が引き上げられました。

制度について…広域連合お問い合わせセンターへ
 ☎ 0570-086-519 (IP電話・PHSの方は☎ 03-3222-4496)

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

6月15日(月)から保谷庁舎窓口が移転します

現在、平成28年12月に策定した「庁舎統合方針」に基づき、保谷庁舎機能を田無・保谷庁舎敷地及び防災・保谷保健福祉総合センターに再配置する「暫定的な対応策」として各庁舎等の整備をしています。それに伴い6月15日(月)から、保谷庁舎で行っている窓口業務等を保谷庁舎敷地内の防災・保谷保健福祉総合センターへ移転します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶ 総務課 ☎ 042-460-9812

【防災・保谷保健福祉総合センター】

部署名
6階 防災センター
5階 <<総務部>> 危機管理課・総務課(保谷庁舎管理係) ※6月15日(月)から開設
4階 <<健康福祉部>> 健康課
3階 保健センター
2階 保健センター
1階 <<市民部>> 市民課(保谷庁舎総合窓口係) ※6月15日(月)から開設 公金取扱窓口 <<健康福祉部>> 福祉の相談窓口 ※6月15日(月)から開設 (生活福祉課・高齢者支援課・障害福祉課)

【保谷庁舎】

※移転前

2階 総務課(保谷庁舎管理係)
1階 市民課(保谷庁舎総合窓口係) 公金取扱窓口
生活福祉課
障害福祉課
高齢者支援課